

付属資料

付属資料

目 次

1. 施工状況検査一覧表	511
2. 海上工事における関係法令一覧	518
3. 工事等に関する許可申請、届出手続	
(1) 漁港区域内で工事等を施工する場合	524
(2) 港湾区域内で工事等を施工する場合	524
(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	525
(4) 港湾区域及び56条1項の規程により公示 されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	526
(5) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合	527
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	528
(7) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合	530
(8) 水路測量を実施する場合	532
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合	533
(10) 漁港の修築等の工事をする場合	535
4. 船舶航行に関する報告手続	
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報	536
(2) 海難発生時の通報	537
(3) 航路標識等事故発生時の通報	538
(4) 海難報告	538
5. 工事の施工等に関する通達	
(1) 施工条件明示について	540
(2) 漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について	543
(3) 工事实績データの作成及び登録実施要領について	548
(4) 漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領	551
(5) 漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領	553

1. 施工状況検査一覧表

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
浚渫工	ポンプ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	グラブ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	硬土盤浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	岩盤浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
	バックホウ浚渫工〔出来形〕	浚渫完了時
埋立工	固化工〔出来形〕	事前混合処理完了時 表層固化処理完了時
	埋立工〔出来形〕	ポンプ土取埋立完了時 クラブ土取埋立完了時 ガット土取埋立完了時
	埋立土工〔出来形〕	土砂掘削完了時 土砂盛土完了時
海上地盤改良工	床掘工〔出来形〕	ポンプ床掘完了時 グラブ床掘完了時 硬土盤床掘完了時 砕岩床掘完了時 バックホウ床掘完了時
	置換工〔出来形〕	置換完了時
	圧密・排水工〔出来形〕	サンドドレーン杭打設完了時 敷砂完了時 載荷完了時 ペーパードレーン杭打設完了時
	締固工〔出来形〕	サンドコンパクションパイル完了時 敷砂完了時
	固化工〔出来形〕	深層混合固化処理杭完了時 敷砂完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
基礎工	基礎盛砂工〔出来形〕	盛砂完了時
	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	基礎捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 本均し完了時 荒均し完了時
	基礎ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	基礎栗石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
本体工（ケーソン式）	ケーソン製作工〔出来形〕	マット敷設完了時 鉄筋組立完了時（各ロット毎） 製作完了時（各ロット毎及び完了時）
	ケーソン進水据付工〔出来形〕	据付完了時
	中詰工〔出来形〕	砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時
	蓋コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	蓋ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
本体工（ブロック式）	本体ブロック製作工〔出来形〕	鉄筋組立完了時（各ロット毎） 製作完了時（各ロット毎及び完了時）
	本体ブロック据付工〔出来形〕	据付完了時
	中詰工〔出来形〕	砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時
	蓋コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	蓋ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	前面壁ブロック工、 張りブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
本体工（場所打式）	場所打コンクリート工〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	水中コンクリート工〔出来形〕	製作完了時
	プレパックドコンクリート工 〔出来形〕	製作完了時
	水中不分離性コンクリート工 〔出来形〕	製作完了時
	止壁工〔出来形〕	製作完了時
本体工（捨石・捨 ブロック式）	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	本体捨石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	捨ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	場所打コンクリート工〔出来形〕	基礎砕石完了時 製作完了時
本体工（鋼矢板式）	鋼矢板工〔出来形〕	打込完了時
	控工〔出来形〕	控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時
本体工（コンクリ ート矢板式）	コンクリート矢板工〔出来形〕	打込完了時
	控工〔出来形〕	控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時
本体工（鋼杭式）	鋼杭工〔出来形〕	打込完了時
本体工（コンクリ ート杭式）	コンクリート杭工〔出来形〕	打込完了時
被覆・根固工	被覆石工〔出来形〕	石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時
	被覆ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
	根固ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
上部工	上部コンクリート工〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	上部ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
付属工	係船柱工〔出来形〕	施工完了時
	防舷材工〔出来形〕	設置完了時
	車止・縁金物工〔出来形〕	施工完了時
	防食工〔出来形〕	電気防食完了時 FRPモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時
	係船環工〔出来形〕	設置完了時
	滑り材工〔出来形〕	設置完了時
消波工	洗掘防止工〔出来形〕	マット敷設完了時
	消波ブロック工〔出来形〕	製作完了時 据付完了時
裏込・裏埋工	裏込工〔出来形〕	材料投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 マット敷設完了時
	裏埋工〔出来形〕	材料投入完了時
	裏埋土工〔出来形〕	土砂掘削完了時 土砂盛土完了時
陸上地盤改良工	圧密・排水工〔出来形〕	サンドドレーン杭打設完了時 敷砂完了時 載荷完了時 ペーパードレーン杭打設完了時 グラベルマット敷均し完了時 グラベルドレーン杭打設完了時
	締固工〔出来形〕	ロッドコンパクション完了時 サンドコンパクションパイル完了時 敷砂完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
陸上地盤改良工	固化工〔出来形〕	深層混合固化処理杭完了時 敷砂完了時 事前混合処理完了時 表層固化処理完了時
土工	掘削工〔出来形〕	土砂掘削完了時
	盛土工〔出来形〕	土砂盛土完了時
	路床盛土工〔品 質〕 〔出来形〕	盛土施工時 盛土完了時
	法面工〔出来形〕	盛土完了時
舗装工	コンクリート舗装工〔品 質〕 〔出来形〕	各層路盤施工時 各層路盤完了時 舗装完了時
	アスファルト舗装工〔品 質〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時
	アスファルト舗装工〔出来形〕	下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時
魚礁工	単体魚礁製作工・単体魚礁製作 〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	単体魚礁製作工・組立魚礁製作 〔出来形〕	組立完了時
	魚礁沈設工〔出来形〕	位置測量時 魚礁沈設時（指定基数）
増殖場工	着定基質製作工・単体着定基質製作 〔出来形〕	鉄筋組立完了時 製作完了時
	着定基質製作工・組立着定基質製作 〔出来形〕	組立完了時
	着定基質設置工〔出来形〕	位置測量時 着定基質設置時（指定基数）
	石材着定基質工〔出来形〕	位置測量時 石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
維持補修工	維持塗装工〔出来形〕	係船柱塗装完了時 車止塗装完了時 縁金物塗装完了時
	防食工〔出来形〕	電気防食完了時 FRPモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時
構造物撤去工	取壊し工〔出来形〕	コンクリート取壊し完了時
	撤去工〔出来形〕	水中コンクリート撤去完了時 鋼矢板等切断撤去完了時 腹起・タイ材撤去完了時 舗装版撤去完了時 石材撤去完了時 ケーソン撤去完了時 ブロック撤去完了時 鋼矢板・H形鋼杭引き抜き撤去完了時
仮設工	仮設鋼矢板工〔出来形〕	仮設鋼矢板・H形鋼杭打込完了時（指定仮設に限る）
	仮設鋼杭・鋼管矢板工〔出来形〕	打込完了時（指定仮設に限る）
	仮設道路工〔出来形〕	施工完了時（指定仮設に限る）
雑工	現場鋼材溶接工〔出来形〕	現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）完了時
	現場鋼材切断工〔出来形〕	切断完了時
	その他雑工〔出来形〕	清掃完了時 削孔完了時
道路舗装工	コンクリート舗装工〔品 質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 舗装完了時
	アスファルト舗装工〔品 質〕 〔出来形〕	下層路盤施工時 上層路盤施工時 下層路盤完了時 上層路盤完了時 基層完了時 表層完了時

工 種	種 別〔項 目〕	検 査 時 期
道路舗装工	道路付属工〔出来形〕	縁石設置完了時 区画線及び道路標示塗装完了時 道路標識設置完了時 防護柵設置完了時
緑地工	植生工〔出来形〕	張芝完了時 筋芝完了時 播種完了時 種子吹付完了時 植栽完了時

2. 海上工事における関係法令一覧

分 類	法 令 名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1法律第62号) 同 施行規則 (昭和52. 7. 1運輸省令第19号) 海上交通安全法 (昭和47. 7. 3法律第115号) 同 施行令 (昭和48. 1. 26政令第5号) 同 施行規則 (昭和48. 3. 27運輸省令第9号) 港則法 (昭和23. 7. 15法律第174号) 同 施行令 (昭和40. 6. 22政令第219号) 同 施行規則 (昭和23. 10. 9運輸省令第29号) 水路業務法 (昭和25. 4. 17法律第102号) 同 施行令 (平成13. 12. 28政令第433号) 同 施行規則 (昭和25. 7. 26運輸省令第55号) 航路標識法 (昭和24. 5. 24法律第99号) 同 施行規則 (昭和24. 6. 25運輸省令第30号) 水難救護法 (明治32. 3. 29法律第95号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第237号) 同 施行規則 (明治32. 7. 29逋信省令第35号) 海難審判法 (昭和22. 11. 19法律第135号) 同 施行令 (昭和23. 3. 6政令第54号) 同 施行規則 (昭和23. 4. 2運輸省令第8号) 船舶法 (明治32. 3. 8法律第46号) 同 施行細則 (明治32. 6. 12逋信省令第24号) 内航海運業法 (昭和27. 5. 27法律151号) 同 施行令 (令和 4. 1. 4政令第7号) 同 施行規則 (昭和27. 7. 2運輸省令第42号)
漁港等整備に関する法令	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2法律第137号) 同 施行令 (昭和25. 7. 28政令第239号) 同 施行規則 (昭和26. 7. 17農林省令第47号) 港湾法 (昭和25. 5. 31法律第218号) 同 施行令 (昭和26. 1. 19政令第4号) 同 施行規則 (昭和26. 11. 22運輸省第98号) 港湾の施設の技術上の基準を定める省令号 (平成19. 3. 26国土交通省令第15号)

分 類	法 令 名
	海岸法 (昭和31. 5. 12法律第101号) 同 施行令 (昭和31. 11. 7政令第332号) 同 施行規則 (昭和31. 11. 10 農林省、運輸省、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3. 18 運輸省、建設省令第1号)
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45. 12. 25法律第136号) 同 施行令 (昭和46. 6. 22政令第201号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 23運輸省令第38号) 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5運輸省令第50号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25法律第137号) 同 施行令 (昭和46. 9. 23政令第300号) 同 施行規則 (昭和46. 9. 23厚生省令第35号) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3. 4. 26法律第48号) 同 施行令 (平成 3. 10. 18政令第327号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 5. 31法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 29政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5国土交通省・環境省第1号) 水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6. 17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26. 12. 17法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6. 14政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6. 16農林省令第44号)

分 類	法 令 名
	自然環境保全法（昭和47. 6. 22法律第85号） 同 施行令（昭和48. 3. 31政令第38号） 同 施行規則（昭和48. 11. 9総理府令第62号）
自然公園に関する法令	自然公園法（昭和32. 6. 1法律第161号） 同 施行令（昭和32. 9. 30政令第298号） 同 施行規則（昭和32. 10. 11厚生省令第41号）
危険物に関する法令	火薬類取締法（昭和25. 5. 4法律第149号） 同 施行令（昭和25. 10. 31政令第323号） 同 施行規則（昭和25. 10. 31通商産業省令第88号） 火薬類の運搬に関する内閣府令 （昭和35. 12. 28総理府令第65号） 危険物船舶運送及び貯蔵規則 （昭和32. 8. 20運輸省令第30号） 危険物の規制に関する政令 （昭和34. 9. 26政令第306号） 危険物の規制に関する規則 （昭和34. 9. 29総理府令第55号）
火災防止に関する法令	消防法（昭和23. 7. 24法律第186号） 同 施行令（昭和36. 3. 25政令第37号） 同 施行規則（昭和36. 4. 1自治省令第6号）
交通安全に関する法令	道路交通法（昭和35. 6. 25法律第105号） 同 施行令（昭和35. 10. 11政令第270号） 同 施行規則（昭和35. 12. 3総理府令第60号） 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等 に関する特別措置法（昭和42. 8. 2法律第131号） 同 施行令（昭和42. 12. 18政令第363号） 同 施行規則（昭和42. 12. 22運輸省令第86号）

分 類	法 令 名
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逡信省令第 6 号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第令13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第 5 号)
陸上労働に関する法令	労働基準法 (昭和22. 4. 7法律第49号) 同 施行規則 (昭和22. 8. 30厚生省令第23号) 女子年少者労働基準規則 (昭和29. 6. 19労働省令第13号) 事業付属寄宿舍規程 (昭和22. 10. 31労働省令第 7 号) 建設業付属寄宿舍規定 (昭和42. 9. 29労働省令第27号) 建設労務者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51. 5. 27法律第33号)

分 類	法 令 名
	労働安全衛生法 (昭和47. 6. 8法律第57号) 同 施行令 (昭和47. 8. 19政令第318号) 労働安全衛生規則 (昭和47. 9. 30労働省令第32号) 有機溶剤中毒予防規則 (昭和47. 9. 30労働省令第36号) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第33号) クレーン等安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第34号) ゴンドラ安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第35号) 高気圧作業安全衛生規則 (昭和47. 9. 30労働省令第40号) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47. 9. 30労働省令第42号) 労働者災害補償保険法 (昭和22. 4. 7法律第50号) 同 施行令 (昭和52. 3. 23政令第33号) 同 施行規則 (昭和30. 9. 1労働省令第22号) 職業安定法 (昭和22. 11. 30法律第141号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第242号) 同 施行規則 (昭和22. 12. 29労働省令第12号) 雇用保険法 (昭和49. 12. 28法律第116号) 同 施行令 (昭和50. 3. 10政令第25号) 同 施行規則 (昭和50. 3. 10労働省令第3号) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44. 12. 9法律第84号) 同 施行令 (昭和47. 3. 31政令第46号) 同 施行規則 (昭和47. 3. 31労働省令第8号) 健康保険法 (大正11. 4. 22法律第70号) 同 施行令 (大正15. 6. 30勅令第243号) 同 施行規則 (大正15. 7. 1内令第36号) 厚生年金保険法 (昭和29. 5. 19法律第115号) 同 施行令 (昭和29. 5. 24政令第110号) 同 施行規則 (昭和29. 7. 1厚生省令第37号) 最低賃金法 (昭和34. 4. 15法律第137号) 同 施行規則 (昭和34. 7. 10労働省令第16号)

分 類	法 令 名
	賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和51. 5. 27法律第34号)
	同 施行令 (昭和51. 6. 28政令第169号)
	同 施行規則 (昭和51. 6. 28労働省令第26号)
	職業能力開発促進法 (昭和44. 7. 18法律第64号)
	同 施行令 (昭和44. 9. 30政令第258号)
	同 施行規則 (昭和44. 10. 1労働省令第24号)
	所得税法 (昭和40. 3. 31法律第33号)
	同 施行令 (昭和40. 3. 31政令第96号)
	同 施行規則 (昭和40. 3. 31大蔵省令第11号)
	建設業退職金共済制度 (昭和39. 6. 18政令第188号)
	悪臭防止法 (昭和46. 6. 1法律第91号)
	同 施行令 (昭和47. 5. 30政令第207号)
	同 施行規則 (昭和47. 5. 30政令第39号)

3. 工事等に関する許可申請、届出手続

(1) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	漁港漁場整備法39
適 用 海 域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 工作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占用を伴うものを除く) ② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④ 水面若しくは土地の一部の占用 (公有水面の埋立てによる場合を除く)
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	漁港管理者
注)	特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規定によつてする行為、又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む）が上記の許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。

(2) 港湾区域内で工事等を施工する場合

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港湾法37－1項、同令13、14
適 用 海 域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域)
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
	② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56－1）

(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港則法31－1項、45項 同則16、20－9
適 用 海 域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提 出 者	工事又は作業の実施責任者

書類の名称	工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書
提 出 先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安監部又は海上保安航空基地部の長
申 請 の 内 容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
根 拠 法 令	港湾法56－3、同令20、同則29、30
適 用 海 域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記 載 事 項	1) 事 項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力

書類の名称	工 事 等 届 出 書
	④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類

(5) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書	工 事 等 届 出 書
根 拠 法 令	海交法30、同規則25	海交法31、同規則27
適 用 海 域	航路又はその周辺の政令で定める海域	左記以外の海交法適用海域
手続を必要とするとき	① 工事、作業をするとき又は変更するとき ② 工作物の設置、又は変更するとき	同 左 同 左
提 出 者	工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者	同 左
提 出 先	所轄海上保安部の長（所轄管区海上保安本部長あて）	所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長（所轄管区海上保安本部長あて）

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
提出部数	2部	同左
記載事項	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 当該行為の種類 ③ 当該行為の目的 ④ 当該行為に係わる場所 ⑤ 当該行為の方法 ⑥ 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要 ⑦ 当該行為の着手及び完了の予定期日 ⑧ 工事又は作業をしようとする場合は イ. 現場責任者の氏名及び住所 ロ. 使用船舶の概要 ⑨ 工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要 (添付書類) 位置図、並びに当該行為に係わる工作物の平面図、断面図、構造図	① 許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項 ② 当該行為により生じるおそれがある船舶交通危険を防止するために講じる措置の概要 ③ 工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項 ④ 工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項 ⑤ けい留施設を設置しようとする場合はけい留施設の使用計画 (添付書類) 位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類
他の法令との関係	港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である	

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
適用海域	(陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲)	同 左
手続を必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同 左
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事实施の方法 ⑥ 工事实施の期間	① 土石採取の場合 イ. 採取の目的 ロ. 採取の期間 ハ. 採取の場所 ニ. 採取の方法 ホ. 採取量

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
		② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ. 新設又は、改築する目的 ロ. 新設又は、改築する場所 ハ. 新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ. 工事实施の方法 ホ. 工事实施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ. 目的 ロ. 内容 ハ. 期間 ニ. 場所 ホ. 方法
他の法令との関係	漁港漁場整備法第39条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る行為、並びに同法第19条第1項から第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画及び同法第34条の規定による漁港管理規定に基づいてする行為については、本許可は不要。	

(7) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法20、21、22、33 同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海域公園地区
手続を必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で政令で定めるもの

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等) ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面

(8) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6、同則2、3
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量
提出者	水路測量実施者

書類の名称	水路測量許可申請書	
提出先	実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安部又は海上保安庁海洋情報部 (海上保安庁長官あて)	左記以外 所轄海上保安本部海洋情報部 (管区海上保安本部長あて)
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考（計画期間の担当者等）	

(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者
提出先	所轄海上保安（監）部 (管区海上保安本部長あて)	同左

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
申 請 の 内 容	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種 類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書 ⑦ 無線局免許状の写し（電波標識に限る） 2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり（添付書類） 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種 類 ③ 位 置 ④ 名 称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 (添付書類) 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2) 事前（届出標識） (届出書) 申請書記載事項のとおり（添付書類） 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3) 事後（軽微な変更等） (届出書) 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥ 廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理 由

(10) 漁港の修築等の工事をする場合

書類の名称	水路業務法第19条第1項に基づく通報
根 拠 法 令	水路業務法第19条第1項
手続を必要とするとき	漁港漁場整備法第2条に定める漁港の区域における修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工しようとするとき
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	所轄海上保安本部海洋情報部（海上保安庁長官あて）
申請の内容	① 工事の名称 工事計画書、発注書等に記載された名称、又は工事施設の名称等 ② 工事の概要 施工施設の名称及び海上作業に係る大まかな工事の種別 ③ 工事の期間(予備日を含む) ④ 場所及び区域 工事計画平面図等を添付 ⑤ 計画機関 工事発注者名及び連絡先

4. 船舶航行に関する報告手続の手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報

名 称	長大物件えい航船等航路予定通報													
根 拠 法 令	海交法22、同則12、13、14													
手続を必要とするとき	長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき													
通 報 者	船長又は船長の職務代行者													
通 報 先	航路を担当する海上保安部署 <table><tr><th>航 路 名</th><th>航路担当事務所</th></tr><tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上交通センター</td></tr><tr><td>明石海峡航路</td><td>大阪湾海上交通センター</td></tr><tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上 交通センター</td></tr><tr><td>伊良湖水道航路</td><td>伊勢湾海上交通センター</td></tr><tr><td>来島海峡航路</td><td>来島海峡海上交通 センター</td></tr></table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部		航 路 名	航路担当事務所	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上 交通センター	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター	来島海峡航路	来島海峡海上交通 センター
航 路 名	航路担当事務所													
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター													
明石海峡航路	大阪湾海上交通センター													
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上 交通センター													
伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター													
来島海峡航路	来島海峡海上交通 センター													
通 報 時 期	① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入航予定時刻の3時間前 以後その都度直ちに													

名 称	長大物件えい航船等航路予定通報
通 達 手 段	海上保安庁長官が告示で定める方法
通 報 事 項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル） ③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る） ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による） ⑦ 航路出航予定日時（同 上） ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）

- （注）（1）通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。
 （2）航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

（2）海難発生時の通報

名 称	海 難 報 告	海 難 報 告
根 拠 法 令	海交法43、同則29	港則法24
適 用 海 域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通 報 者	船 長	船 長
通 報 先	所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長

名 称	海 難 報 告	海 難 報 告
通 報 事 項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同 左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名 称	航 路 標 識 事 故 発 生 時 の 通 報
根 拠 法 令	航路標識法25
適 用 海 域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通 報 者	事故発見者
通 報 先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通 報 事 項	事故状況

(4) 海難報告

名 称	海 難 報 告 書
根 拠 法 令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき

名 称	海 難 報 告 書
報 告 者	船 長
報 告 先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報 告 時 期	発生後遅滞なく
報 告 部 数	3 部
報 告 内 容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、箇数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号 （船長、機関長） ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事実発生の日時及び場所 ⑮ 事故のてん末
様 式	第 4 号
注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること 航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること

5. 工事の施工等に関する通達

(1) 施工条件明示について

4 - 2 7 2 8
平成4年4月20日

関係都道府県
漁港担当主務課長 殿

水産庁漁港部建設課長

施工条件明示について

漁港関係工事を請負施工する場合における工事の設計図書に明記すべき施工条件について、下記のとおり、明示項目及び明示事項を取りまとめたので、今後の漁港関係工事の執行に当たっては、これを参考にされたい。

また、貴管下関係市町村には貴職からこの旨通知願いたい。

記

1. 目 的

工事を施工するに当たって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 明示項目及び明示事項 別紙

3. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合には、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

施工条件明示項目及び明示事項

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 4. 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され、当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、該当条件 5. 余裕工事を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査機関、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用 地 関 係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、処理見込み時期 2. 施工者に消波ブロック、桁製作等の製作ヤードを使用させる場合は、その内容（場所、範囲、過重条件、期間、有償、無償の区別等）
公害対策関係	1. 工事に伴う公害防止（水質、騒音、振動）のため、施工方法、機械施設、作業条件に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法、内容、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設、保安設備、保安要員等を設置及び配置する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、水道、海底ケーブル等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合、又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 監視船を配置する場合は、期間、隻数等 6. 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容 7. 水雷保健等の内容
工事用道路関係 及び船舶経路 関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合はその処理内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容

明 示 項 目	明 示 事 項
	(4) 仮道路の構造 3. 工事のため一般道路を占有する場合は、その期間、範囲、及び条件等 4. 作業船の移動経路に指定や時間等の制限がある場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮道路・仮土留、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設栈橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は、又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 3. 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容 4. 仮設備を使用（共用）する場合で、使用制限や使用条件がある場合は、その内容 5. 仮設備の管理方法
残土・産業廃棄物関係	1. 残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件 2. 産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等
工事支障物件等	1. 工事区域等に占有物件等の工事支障物件が存在する場合は、その内容（位置、構造等） 2. 工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容（方法、時期等）
排水工（濁水処理を含む）関係	1. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容 2. ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3. 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容（設備等）
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量及び注入量等
そ の 他	1. 工事用資機材等の保管、運搬方法等を指定する必要がある場合は、その内容（場所、内容、期間等）一般道路を搬入路として使用する場合は、その内容 2. 工事現場発生品がある場合は、その内容（品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等） 3. 支給材料及び貸与品がある場合はその内容（品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等） 4. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 5. 基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容（性状等） 6. 材料に指定メーカーや産地指定がある場合は、その内容 7. その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及びその内容

(2) 漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について

4 - 2 7 6 0

平成4年11月12日

漁港担当主務課長 殿

水産庁漁港部建設課長

漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について

公共工事の工事安全対策については、発注主管である建設省、運輸省及び農林水産省の三省から構成されている「公共工事発注者安全対策連絡会議」において検討が重ねられてきたところである。

その結果、漁港関係事業の安全対策について一層の充実をはかるため、別紙のとおり「漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項」をとりまとめたので、事業の執行にあたり配慮されたい。

また、貴管下関係市町村には貴職からこの旨通知願いたい。

別 紙

漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項

1. 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図ることにより、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして工事の平準化に務めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも配慮することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する建設業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、必要な工期を確保できるよう配慮すること。特に工期が年度末にかかる場合は、無理な工程をとらないよう十分配慮するとともに、工事中に施工条件の変化等により工期が年度末を超える恐れがある場合は、適切に繰越の手続きをとること。

2. 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 漁港関係工事は、主として海上あるいは海中において実施されるため、気象・海象、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等の配慮から施工方法、施工時間等社会的条件からも著しく制約を受けやすい。これらの要因によって工事現場毎に施工方法が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の安全確保を図るため、設計業務において施工の安全性に配慮した構造を検討することとし、安全な施工に特に配慮が必要なものについては、設計を安全面から検討する場を設置するなど体制の充実を図ること。
設計を安全面から検討する場合においては、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、検討内容の充実を図ること。
- (3) 積算の前段となる施工計画を策定するにあたっては、関係法令、関係する各種の技術基準等に基づいて実施すること。
また、安全性を考慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に配慮すること。

イ. 施工方法

工事現場条件に適した施工方法を設定することとし、使用船舶機械については、工事内容に適合した特殊、形式、規格を設定すること。特に、現場の状況に応じた安全性の確保、公害防止等の観点から施工方法や船舶機械等を選定する必要がある場合もあり、十分配慮すること。

ロ. 仮設計画

仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設栈橋、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に施工中の安全性は、仮設の適否に左右される面が多いため、現場条件と合致する仮設計画となるよう、十分配慮すること。

3. 適正な積算の実施

(1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費としては直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれることとなり、これらの各費用について適切に計上すること。

(2) 積上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮し、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、発注時の実勢価格が反映されるよう留意しつつ、必要な経費を適切に計上するよう十分に配慮すること。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層務めること。なお、共通仮設費のうち監視船、交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に積み上げ計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分注意する。

4. 適切な工期の設定

(1) 工期の設定にあたっては、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備、跡片付けに要する期間を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、建設労働者の休日日数、荒天日等における作業不可能日数等を見込んで適正なものとする。

なお、休日日数としては、全土曜日、日曜日、祝日、夏期及び年末・年始の休暇を見込むものとする。

(2) 作業許可等の手続に必要な日数及び需給が逼迫している資材を使用する工事については、余裕工期を見込んだ適正な工期を設定すること。

(3) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があった場合において必要があると認められたときは、設計変更により工期を変更すること。

5. 適正な仮設工及び施工方法の選定

(1) 現場の施工条件を十分検討し、安全の確保や適正な契約のため、特に必要と判断されるものについては、設計図書において仮設工及び施工方法を指定すること。

(2) 前項に示す他、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。

イ. 特許工法又は特殊工法を採用する場合

ロ. 関係官公署や漁業関係者等との協議等により制約条件がある場合

ハ. 一般船舶航行及び陸上交通、周辺家屋等第三者に特に配慮する必要がある場合

(3) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現場の調査を十分行うとともに、設計においても必要な場合は経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして十分検討すること。また、関係法令、関係する各種の技術基準等に沿った、施工の安全性に配慮した適切な設計とすること。

6. 設計図書における施工条件の明示

設計図書における施工条件の明示に関しては「施工条件明示について」（平成4年4月20日 付け4-2728 漁港部建設課長）によること。

7. 施工条件の変化への適切な対応

(1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に契約変更を行うほか、安全施工に関する注意事項として、現場説明において下記の事項を入札参加者に徹底すること。

イ. 気象・海象状況等に関して常に十分な注意を払うこと。

ロ. 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。

ハ. 異常箇所の点検・原因の調査等は二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

(2) 施工途上において、予測しがたい理由により工事の全体または主たる工種の一部の施工が困難となった場合には、速やかに工事一時中止の措置を講じること。この場合、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」（平成4年3月30日付け4-2719 漁港部建設課長）及び「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算の運用について」（平成4年3月30日付け4-2720 漁港部建設課長）に基づき適正に取り扱うこと。

8. 施工業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

(1) 工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから市街地等に近接し特に一般公衆災害の防止対策が必要な工事については、施工業者に対して、安全施工体制の充実を指導すること。

(2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動を通して作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。

(3) 個々の請負工事においては、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を「漁港関係請負工事における安全・訓練等の実施について」（平成4年3月30日付け4-2722 漁港部建設課長）に基づき、適正に実施すること。

なお、漁港関係事業工事費算定基準の現場管理費に、労働安全衛生法に基づく安全活動及び前記安全・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいる。

9. 建設現場の作業環境の改善への配慮

(1) 現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に配慮すること。その結果必要と認められるものについては、工事の発注に当たって、工事内容に応じた作業環境への措置を特記仕様書において明示するとともに、それらの経費を積算に計上すること。

(2) 前項に関する契約上の扱いは、「漁港関係請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領について」（平成4年3月30日付け4－2721漁港部建設課長）によること。

10. 建設現場における連絡体制の充実

(1) 相互に関連する複数の工事を発注する場合は、施工工程等相互に調整が容易に行えるよう に配慮すること。

(2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、 発注者と施工業者及び施工業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常 時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。また、所轄の労働基準 監督署関係機関との連絡系統を確立しておくこと。

11. 工事の安全対策に向けた活動の実施

(1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係わる安全対策の充実を図ること。

(2) 安全施工のための関係する各種の技術基準等の一層の充実を図り、毎年、施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。

(3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を事業に反映できるよう環境整備を図ること。

(4) 工事の安全対策に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁と共に、施工業者等との間で安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。また、安全活動を効果的に進めるため、労働災害防止関係団体などの外部組織の行事の活用を考慮すること。

(5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

(3) 工事实績データの作成及び登録実施要領について

事 務 連 絡
平成14年10月7日

関係都道府県
漁港漁場担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部
整備課課長補佐

「工事实績データの作成及び登録実施要領」について

標記のことにつきましては、平成14年度10月1日より工事实績データの作成及び登録対象工事が、2,500万円から500万円以上に改正されました。

漁港漁場関係請負工事に係る「工事实績データの作成及び登録実施要領」においても別紙のとおりとしますので、実施にあたってはこれを参考として遺漏のないよう取り扱い願います。

なお、「漁港関係工事共通仕様書 総則 1-6 工事实績データの提出」についても上記同様に適用して頂くきたい。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職よりこの旨を周知されたい。

工事实績データの作成及び登録実施要領

1. 目 的

本要領は、漁港漁場関係工事の入札・契約制度のより一層の改善等に資することを目的に漁港漁場関係請負工事に係る工事实績情報（工事カルテ）を作成し、(財)日本建設情報総合センターに登録を行うために必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事

平成14年10月1日以降に契約する500万円以上の全工事

3. データ作成及び登録に係る費用

1) 工事請負代金額 2, 500万円以上の工事

データ作成及び登録に係る費用は、現場管理費に含まれている。

2) 工事請負代金額 500万円以上2, 500万円未満の工事

データ作成及び登録に係る費用は、共通仮設費の技術管理費に「CORINS登録等にかかる費用」として別途計上する。

4. データの作成

工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績情報（工事カルテ）を作成する。

5. 特記仕様書の記載内容

工事实績情報（工事カルテ）の作成対象工事について、当面次のとおり特記仕様書に明示するものとする。

工事实績情報（工事カルテ）の作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し、確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。ただし、工事請負代金額500万円以上2, 500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、請負者は(財)日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、「工事カルテ」の登録申請は次によるものとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データ内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提出するものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
- (4) 登録データに訂正が合った場合は、適宜提出するものとする。

6. データのチェック

監督職員は、請負業者から提出のあった工事实績情報（工事カルテ）の内容についてチェックを行うものとする。

7. 登録の確認

工事实績情報（工事カルテ）の登録確認は、(財)日本建設情報総合センターが発行する「工事カルテ受領書」の写しを請負業者から提出を受け、確認するものとし、「作業確認書に」整理しておくものとする。

8. 適用

この取り扱いは、平成14年10月1日から適用する。

(4) 漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

14水港第2845号
平成15年2月12日

各都道府県
漁港漁場関係事業主務部長 殿

水産庁漁港漁場整備部長

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領の制定について

漁港漁場整備事業の実施における環境との調和への配慮の徹底については、平成15年2月12日付け14水港第2844号をもって水産庁長官から通知されたところであるが、これを受けて、別紙「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」を定め、国土交通省北海道開発局農林水産部長あて通知したので、参考までに送付します。

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

1. 目 的

この要領は、漁港及び漁港海岸の施設整備又は、漁場の施設の整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 施工環境監理者の業務

施工環境監理者は、次の業務を行うものをいう。

- (1) 周辺海域の自然環境に対する検討
- (2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- (3) 関係機関との連絡調整

3. 施工環境監理者の配置

請負者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者又は、社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者を施工環境監理者として配置するものとする。

なお、施工環境監理者に上記技術者を配置できない場合は、これと同等以上の能力と経験を有する者で、監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

4. 実施体制の表示

請負者は、施工環境監理者の氏名及び登録番号等を施工計画書に記載するものとし、これに変更が生じた場合は、遅延なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

5. 資格証明書等の携行

請負者は、施工環境監理者に従事する者に対し、その者が適正な技術者であること又は、これと同等以上の能力と経験を有する者である者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(5) 漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領

漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領

24水港第2064号

平成24年9月28日

1. 目 的

この要領は、漁港漁場関係工事共通仕様書に定めるゴム防舷材の耐久性を確認するための試験方法等について定めるものである。

2. 適用範囲

この要領は、漁港用に開発されたゴム防舷材（以下「漁港用ゴム防舷材」という）の耐久性を確認する場合に適用する。

なお、漁港用ゴム防舷材とは、漁港型防舷材および特殊型防舷材とし、コーナー保護型防舷材、防衝材兼用ゴム梯子、コーナー保護材、並びに潜り込み防止ゴムネットは除くものとする。

3. 耐久性の確認

漁港用ゴム防舷材の耐久性の確認は、「5. 試験方法」に定める「繰返し圧縮試験」を行った後の供試体について目視観察を行い、クラックや欠陥の発生が認められない場合に「耐久性を有する」と判定するものとする。

4. 供試体

試験に使用する供試体は次のとおりとする。

1) 供試体

メーカーがカタログに記載している形式・品名のものとする。

2) 供試体の寸法

メーカーがカタログに記載している製品で、形式・品名が同一のもののうち最小寸法以上のもの、かつ、供試体のL/H比率も最小値以上のものとする。

3) 供試体の性能試験及び確認

- ① 「繰返し圧縮試験」の前に「性能試験」を行い、メーカーがカタログに記載した性能を満足する供試体を使用するものとする。なお、「性能試験」の方法はメーカーがカタログに性能表示した際の試験方法によるものとする。
- ② 「繰返し圧縮試験」を終了した後、24時間以内に性能の低下状況を確認するものとし、方法はメーカーがカタログに性能表示した際の試験方法によるものとする。

5. 試験方法

試験は「繰返し圧縮試験」によるものとし、試験方法は次のとおりとする。

1) 試験装置

「繰返し圧縮試験」に使用する装置及びその他の器機は、圧縮回数、圧縮量（歪み量）、室内温度、および試験機の稼動状況（連続稼動の確認）について確認ができるものとする。

2) 供試体及び試験室の温度

「繰返し圧縮試験」の開始時の供試体温度は $23^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ とし、試験開始前及び試験中に供試体を人為的に冷やしてはならない。

試験室温度（供試体の表面から3m以内の空気温度）を試験開始から終了まで連続的に測定、記録するものとする。なお、連続測定ができない場合は8時間以内の間隔にて測定し記録するものとする。

3) 繰返し圧縮試験

①繰返し圧縮サイクル

150秒を越えない間隔で、繰返し圧縮（圧縮を繰り返す）するものとする。

②圧縮量（ストローク）

メーカーが定める標準歪率まで圧縮するものとする。

③繰返し圧縮回数

連続して3000回以上繰返し圧縮するものとする。

④圧縮角度

圧縮角度は、90度（直角）とする。

⑤データ記録

試験開始日時と終了日時、圧縮回数、および圧縮量（圧縮毎）を記録する。なお、圧縮量を毎回測定できない場合は、1回目、100回目、1,000回目近傍、3,000回目近傍における圧縮量を記録するものとする。

4) 試験の証明

試験は、認証機関等の立会を受け、試験結果の証明を受けなければならない。なお、4. 3) ②はこれを要しない。

7. 試験報告書

試験結果は、別紙様式の報告書に取りまとめるものとする。

8. 試験結果の公表

試験結果は、漁港漁場新技術研究会等のホームページで公表するとともに、関係者の求めに応じて報告書の写しを提供するものとする。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から適用する。

＜別紙様式＞

漁港用ゴム防舷材耐久性試験報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記に示す漁港用ゴム防舷材の形式について、ゴム防舷材の耐久性に関する性能を確認するため、水産庁が定める「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づき試験を実施した。

防舷材形式 : ○○型
メーカー名 : (株)○○
製造工場 : ○○工場 (○○県○○市)
試験場所 : ○○ (○○県○○市)
試験期間 : ○年 月 日～ 年 月 日

(試験に使用した供試体)

形 式	:	
寸 法	:	H × L
吸収エネルギー	:	KN-m (KN-m以上)
設計歪み量	:	mm (%変位時)

【試験結果】

繰返し圧縮試験後の供試体にクラック等の発生は認められず、当該漁港用ゴム防舷材が所用の耐久性を有することについて確認した。

試験実施者： (株)〇〇 認証機関： 〇〇
試験責任者： 〇〇部〇〇 認証機関責任者： 〇〇

※添付資料：認証機関の証明書